

天草空港管理事務所からのお知らせ

天草空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(下図の区域)を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面・転移表面・水平表面)を設けています。(法律:航空法第49条)

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に天草空港管理事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かを確認のうえ、回答させていただきます。

なお物件等には、TVアンテナ、看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコンも該当します。

航空に安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

* お問い合わせ先

熊本県天草空港管理事務所

TEL 0969-57-6111

FAX 0969-57-6112

天草空港の制限区域図

